

# 福岡県公報

平成24年7月3日  
第3408号

## 目次

### 告示(第1178号-第1228号)

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除  
(環境保全課) …………… 2
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除  
(環境保全課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) …………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 3
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 3
- 土地改良区の定款の変更の認可  
(農村森林整備課) …………… 3
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 4
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 4
- 県営土地改良事業計画の決定  
(農村森林整備課) …………… 4
- 道路の区域の変更  
(道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始  
(道路維持課) …………… 5
- 都市計画の変更の案の縦覧  
(都市計画課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了  
(都市計画課) …………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
(社会活動推進課) …………… 5
- 基本測量の実施  
(県土整備総務課) …………… 6
- 基本測量の実施  
(県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施  
(県土整備総務課) …………… 6

- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 7
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 9
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等  
(システム管理課) …………… 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 9
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出  
(中小企業振興課) …………… 11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 12
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 12
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 12

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……13
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) ……13
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ……13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……14
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……14
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……15

公 告

- 第38期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦 (労働政策課) ……15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (児童家庭課) ……15
- 落札者等の公示 (システム管理課) ……16
- 第41回採石業務管理者試験の実施 (工業保安課) ……16
- 意見募集の結果の公示 (生活安全課) ……17
- 落札者等の公示 (保健環境研究所) ……17

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……18
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……19
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……20
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……20
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……21

公安委員会

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……21

告 示

福岡県告示第1178号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要

措置区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域  
直方市大字頓野1541番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等  
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第1179号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について次のとおり指定を解除する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
直方市大字頓野1541番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第1180号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

(第6工区) 春日市大字上白水字西浦1309番107並びに大字下白水147番1、148番1、150番1、167番1、167番6から167番55まで、181番5、181番25から181番40まで、205番1、205番7、205番39から2005番67まで、206番8、207番91、207番171、207番207及び207番461並びに春日市松ヶ丘五丁目133番8

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区内神田二丁目15番9号 株式会社 日本エスコン 代表取締役 伊藤 貴俊

大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 株式会社 イー・ステート 代表取締役 島根 伸治

福岡県告示第1181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営嘉麻地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年7月3日から 平成24年8月1日まで	嘉麻市役所

福岡県告示第1182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営嘉麻地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成24年7月3日から 平成24年8月1日まで	嘉麻市役所

福岡県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営嘉麻地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成24年7月3日から 平成24年8月1日まで	嘉麻市役所

福岡県告示第1184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸土地改良区 大川北部土地改良区	平成24年6月21日

福岡県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米立花線	前	久留米市藤山町1011番18先から 久留米市藤山町1532番2先まで	8.5 ～ 18.5	360.0
			後	久留米市藤山町1011番18先から 久留米市藤山町1532番4先まで	8.5 ～ 18.5	360.0

#### 福岡県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	久留米立花線	久留米市藤山町1011番18先から 久留米市藤山町1532番4先まで

#### 福岡県告示第1187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営熊坂地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年7月3日から 平成24年8月1日まで	筑前町役場

#### 福岡県告示第1188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営西島地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年7月3日から 平成24年8月1日まで	小郡市役所

#### 福岡県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田高田線	前	みやま市高田町岩津301番1先から みやま市高田町岩津293番先まで	7.0 ～ 8.8	102.9

			後	みやま市高田町岩津301番1先から みやま市高田町岩津293番先まで	8.5 ～ 10.8	102.9
--	--	--	---	---------------------------------------	------------------	-------

**福岡県告示第1190号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	直方 行橋線	行橋市大字福丸180番3先から 行橋市大字福丸638番1先まで

**福岡県告示第1191号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成24年7月3日から同月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容  
宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
宗像都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域

宗像市多禮、田島、深田、牟田尻、吉田、江口、池田、田野、公園通り一丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、上八及び鐘崎の全部並びに神湊の一部

**3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所**

福岡県建築都市部都市計画課

宗像市都市建設部都市計画課

**福岡県告示第1192号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市武丸字長浦899番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
直方市大字頓野2221番地5  
高田 大悟 高田 亜由

**福岡県告示第1193号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会  
(2) 代表者の氏名

山崎 佳代子

(3) 主たる事務所の所在地

福津市中央6丁目11番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は助け合いの精神に基づいて、在宅の高齢者・障害者及び日常生活に困難を抱える住民に対して、相互扶助のもと自立を助けるための在宅福祉サービスに関する事業を行い、住み良い環境で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1194号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
みやま市、田川郡香春町、田川郡大任町、京都郡みやこ町	平成24年7月24日から 平成25年2月18日まで

#### 福岡県告示第1195号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡県管内全域	平成24年5月25日から 平成25年3月29日まで

#### 福岡県告示第1196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、嘉麻市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉麻市（一部）	平成24年5月14日から 平成24年6月30日まで

#### 福岡県告示第1197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（沼本町61号線ほか道路区域確定測量業務委託）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年5月18日から 平成24年8月31日まで

**福岡県告示第1198号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区	平成24年5月8日から 平成24年5月30日まで

**福岡県告示第1199号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区大字中原外	平成24年5月14日から 平成24年9月30日まで

**福岡県告示第1200号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区	平成24年5月21日から 平成24年5月31日まで

**福岡県告示第1201号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市大字乙金の一部	平成24年5月28日から 平成24年9月30日まで

**福岡県告示第1202号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志免町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡志免町(全域)	平成24年5月25日から 平成24年9月28日まで

**福岡県告示第1203号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年6月10日から 平成24年7月13日まで

**福岡県告示第1204号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字小敷外	平成24年6月11日から 平成24年7月31日まで

**福岡県告示第1205号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年6月15日から 平成24年8月31日まで

**福岡県告示第1206号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（1、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市大分地域	平成24年3月26日



**福岡県告示第1207号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（地形測量、路線測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡香春町	平成24年3月29日

**福岡県告示第1208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成24年5月14日

**福岡県告示第1209号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、飯塚市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市飯塚本町東地区	平成24年6月15日

**福岡県告示第1210号**

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）	第17条第2項	平成24年7月3日	福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」の届出
	第21条第2項		福岡県「飲酒運転撲滅宣言の店」の届出

**福岡県告示第1211号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市中島田183番15先から 朝倉市中島田314番先まで	5.0 ～ 10.3	178.0
			後	朝倉市中島田183番15先から 朝倉市中島田314番先まで	9.9 ～ 13.0	178.0

**福岡県告示第1212号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時報7月号	雑誌05167-7	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

**福岡県告示第1213号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市四山町79番6、79番27から79番32まで、101番1及び101番12から101番16まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市有明町二丁目3番地

大牟田市町 古賀 道雄（大牟田市産業振興課）

**福岡県告示第1214号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年6月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン穂波ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか51者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか51者

**福岡県告示第1215号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか111者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか111者

福岡県告示第1216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン穂波ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県飯塚市枝国長浦666番地48ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時	午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午前0時30分	午前6時30分から 午前0時30分

福岡県告示第1217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市大字立明寺434-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時 (年間30日以内は午前8時)

(変更後) 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
駐車場No.1 ～No.5	午前8時30分～午前0時30分 (年間30日以内は午前7時30分～午前0時30分)	午前6時30分～午前0時30分
駐車場No.6	午前8時30分～午後10時00分 (年間30日以内は午前7時30分～午後10時00分)	午前6時30分～午後10時00分

#### 福岡県告示第1218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	水 城 下白井 線	前	大野城市御笠川5丁目7番3先から 大野城市御笠川5丁目6番10先まで	10.1 ～ 10.8	37.0
			後	大野城市御笠川5丁目7番3先から 大野城市御笠川5丁目6番10先まで	10.1 ～ 13.3	37.0

#### 福岡県告示第1219号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸484の2、565の6、569の48

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1220号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年12月16日農林水産省告示第1882号(1に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1221号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
 次に掲げる告示で定めるところによる。  
 昭和56年12月16日農林水産省告示第1881号

- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1222号**

解散した清算法人嘉穂土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定により次のように公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
----	----

実藤重徳	嘉麻市中益354番地
縄田穎一	〃 馬見596番地
大塚國光	〃 宮吉166番地
野見山輝久	〃 中益155番地
武田重富	〃 大隈367番地
武田 凜	〃 〃 252番地
田中義之	〃 椎木307番地1
岩下敏行	嘉麻市椎木100番地
瀧下泰幸	〃 屏55番地4
靱井英雄	〃 〃 1456番地
縄田忠實	〃 馬見581番地
鎌田寅雄	〃 〃 157番地
熊本富美男	〃 上88番地
實岡耕一	〃 宮吉127番地
小路太吉	〃 小野谷791番地
樺 司	〃 桑野4246番地
大里修二	〃 〃 3199番地
大里健次	〃 〃 3185番地
梅根徳次郎	〃 〃 2106番地

**福岡県告示第1223号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営流川地区土地改良（農道整備事業）事業計画書の写し	平成24年7月3日から平成24年8月1日まで	うきは市役所

**福岡県告示第1224号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人筑後地域救急医療研究会

(2) 代表者の氏名

足立 剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市国分町1955番地12

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑後地域の救急活動に携わる者に対して、知識と技術の維持向上を図るための教育活動を行い、延いては地域住民に対する質の高い救急医療の提供に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1225号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野 筑 穂 線	前	筑紫野市大字吉木2385番7 先から 筑紫野市大字吉木2577番1 先まで	9.9 ～ 31.0	825.0
			後	筑紫野市大字吉木2385番7 先から 筑紫野市大字吉木2577番1 先まで	9.9 ～ 31.0	825.0

**福岡県告示第1226号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	筑紫野 筑 穂 線	筑紫野市大字吉木2519番1先から 筑紫野市大字吉木2577番1先まで

**福岡県告示第1227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	浮羽 石川内線	前	八女市星野村13857番先から 八女市星野村14929番1先 まで	8.6 ～ 14.0	608.5
			後	八女市星野村13857番先から 八女市星野村14929番1先 まで	8.6 ～ 14.0	

## 福岡県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽 石川内線	八女市星野村13865番3先から 八女市星野村15001番3先まで

## 公 告

### 公告

第38期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 推薦資格を有する労働組合

労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

### 2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

### 3 提出書類

- (1) 推薦書 2部
- (2) 労働者委員候補者調書 2部
- (3) 労働組合資格証明書 2部
- (4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

### 4 推薦期間

- (1) 平成24年7月3日（火）から7月27日（金）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時から午後5時までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

### 5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

### 6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

当該改正は、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」の施行に伴い、福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則の改正を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成24年7月3日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

統合ヘルプデスク運用管理業務委託 3年間

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

### (1) 部局の名称

福岡県総務部システム管理課

### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成24年6月15日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

### (1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

### (2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

137,340,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成24年5月1日

### 公告

第41回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

## 1 受験資格

特に制限はない。

## 2 試験

### (1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

### (2) 日時及び場所

日 時		場 所
平成24年10月12日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票 1部



イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部は200円、4～5部は240円）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成24年8月6日（月曜日）から同年9月14日（金曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成24年9月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成24年10月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

**公告**

福岡県消費生活協同組合資金貸付規則を廃止する規則案について、平成24年3月7日から平成24年4月5日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成24年7月3日に公布しました。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

新社会推進部生活安全課消費生活センター

電話：092-632-1600

メールアドレス：anzen@pref.fukuoka.lg.jp

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年7月3日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る賃貸借の名称及び数量  
福岡県総合環境情報システム一式の賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県保健環境研究所
  - 所在地  
太宰府市大字向佐野39
- 落札者を決定した日  
平成24年6月4日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名  
東京センチュリーリース株式会社 福岡営業部
  - 住所  
福岡市中央区天神1丁目13番6号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
95,967,270円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日  
平成24年4月24日

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年5月1日～5月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党北九州市議会第1支部	八木 徳雄	八木 雅美	北九州市門司区大里本町2-1-6	○	平成24年5月17日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
太田けんさく後援会	太田 健策	太田 文子	糟屋郡粕屋町大字大隈378-4	平成24年5月23日
ふじなか寛之後援会	藤中 寛之	重野 幸宏	北九州市八幡西区穴生1-18-26	平成24年5月11日
邦友会	宗岡 譲	安部 いづみ	宗像市田熊4-4-35力丸ビル101号	平成24年5月15日

(3 団体)

(ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
かわの正美後援会	河野 正美	沼田 悟	古賀市川原989-2	衆議院議員	平成24年5月23日

(1 団体)

(ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
かわの正美後援会	河野 正美	沼田 悟	古賀市川原989-2	河野 正美	衆議院議員	平成24年5月23日

(1 団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第73号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成24年5月1日～5月31日

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党田川市支部	代表者	浦田 憲一	宗貞 喜好	平成24年5月8日	平成24年5月8日
	会計責任者	津島 潔	重藤 憲知		
自由民主党福岡県第三選挙区支部	代表者	古賀 篤	太田 誠一	平成24年5月31日	平成24年5月31日
自由民主党福岡県第十選挙区支部	政治団体の名称	自由民主党福岡県第十選挙区支部	自由民主党福岡県衆議院第五十一支部	平成24年5月8日	平成24年5月10日
自由民主党福岡県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	古賀市天神4-8-5	古賀市庄187-1	平成24年5月7日	平成24年5月10日
自由民主党福岡県福岡市早良区第四支部	代表者	津田 信太郎	津田 隆士	平成24年4月26日	平成24年5月1日
民主党福岡県第3区総支部	会計責任者	伊東 義晃	福田 洋之	平成24年5月22日	平成24年5月23日

(6 団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
新しい風を起こす会	政治団体の名称	新しい風を起こす会	森田としふみ後援会	平成24年5月24日	平成24年5月24日
	代表者	森田 雅子	加藤 淳也		
池辺満男後援会	代表者	丸山 勝幸	清水 深美	平成24年5月8日	平成24年5月8日

九大医学部同窓会自見庄三郎後援会	代表者	廣畑 富雄	菊池 昌弘	平成24年5月20日	平成24年5月31日
秀明会	主たる事務所の所在地	古賀市天神4-8-5	福岡市東区三苫2-2-5-102	平成24年5月28日	平成24年5月28日
田中純後援会	会計責任者	藤木 巧一	楠 学	平成24年5月14日	平成24年5月14日
田村せいし後援会	代表者	田中 嘉弘	安井 正勝	平成24年4月1日	平成24年5月25日
福岡県農政連糸島支部	代表者	吉村 克之	熊本 照美	平成24年4月28日	平成24年5月14日
	会計責任者	楠原 正也	山本 種美		
みすみ善彦後援会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町野間南5-1-1102号	遠賀郡岡垣町大字海老津駅前5-16	平成23年4月1日	平成24年5月31日
	代表者	三角 善彦	石田 和美		
八木のりお後援会	政治団体の名称	八木のりお後援会	八木のりおと新しい門司をつくる会	平成24年5月17日	平成24年5月17日

(9団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第74号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年5月1日～5月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
みすみ善彦後援会	平成23年12月31日	平成24年5月31日

(1団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第75号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年5月1日～5月31日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
藤中 寛之	北九州市議会議員	ふじなか寛之後援会	北九州市八幡西区穴生1-18-26	藤中 寛之	平成24年5月3日	平成24年5月11日
村田 直治	福岡県議会議員	全国村田なおじ後援会	行橋市西宮市4-3-10	村田 直治	平成16年4月1日	平成24年5月8日

(2団体)

### 福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成24年5月1日～5月31日

資金管理団体届出事項の異動 の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
宮内 秀樹	衆議院議員	秀明会	主たる事務所の所在地	古賀市天神4-8-5	福岡市東区三苦2-2-5-102	平成24年5月28日	平成24年5月29日

(1団体)

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第190号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成24年7月3日

福岡県公安委員会

- 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年9月6日(木) 9:00~17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日 18名
平成24年9月20日(木) 9:00~17:00(原則)			
平成24年10月4日(木) 9:00~17:00(原則)			
平成24年10月18日(木) 9:00~17:00(原則)			
平成24年11月1日(木) 9:00~17:00(原則)			
平成24年11月15日(木) 9:00~17:00(原則)			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成24年9月20日(木) 9:00~17:00(原則)	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	各日 15名
平成24年10月18日(木) 9:00~17:00(原則)			
平成24年11月15日(木) 9:00~17:00(原則)			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。